

江田島市教育委員会会議録

平成 29 年 6 月 19 日（月）平成 29 年第 8 回教育委員会会議定例会を三高中学校校長室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	9 時 58 分
閉会	午前	11 時 00 分

2 出席者（3名）

教育長	御堂岡 健
委員	柳川 政憲
委員	今井 絵里子

3 欠席者（2名）

教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀

4 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長	問可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
江田島図書館長兼能美図書館長	加賀見 富士枝
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

5 事務局

学校教育課	
課長補佐	中本 陽子

6 傍聴人

なし

7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 15 号 江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（平成 28 年度事業対象）に

ついて

- (4) 議案第 16 号 平成 30 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (5) 承認第 15 号 平成 29 年度江田島市一般会計（第 2 号）補正予算（教育委員会関係分）について
- (6) 承認第 16 号 教育委員会の附属機関の委員の委嘱について
- (7) 承認第 17 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (8) その他

8 議事の概要

○ 御堂岡教育長

ただいまから、第 8 回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

なお、三島委員と樋上委員から欠席の報告を受けておりますことを、お知らせします。ただ今の出席者は 3 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 御堂岡教育長

審議に入る前に、11 ページの承認第 16 号と、13 ページの承認第 17 号については、人事に関する案件ですので、審議は非公開が適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 御堂岡教育長

それでは、お諮りいたします。

承認第 16 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」及び承認第 17 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 御堂岡教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第 16 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」と、承認第 17 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 御堂岡教育長

日程第1,「教育長報告」を行います。

議案書の2ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で,教育長報告を終わります。

○ 御堂岡教育長

日程第2,「会議録署名委員の指名」は,会議規則第15条第2項の規定により,あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので,今回は,今井委員にお願いいたします。

○ 御堂岡教育長

日程第3,議案第15号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書(平成28年度事業対象)について」を議題とします。

事務局から,説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今上程されました議案第15号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書(平成28年度事業対象)について」でございます。

議案書,3ページをお開きください。

提案理由でございます。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い,その結果に関する報告書を作成しましたので,江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第17号の規定に基づきまして,委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては,「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書」を添付しておりますので,そちらをご覧ください。

報告書の1ページが点検・評価制度の概要,2ページから10ページまでが点検評価の結果,11ページから13ページ上段までが点検評価に対する外部評価委員の意見,13ページ下段から14ページに総合評価,15ページから17ページが教育委員会の活動状況,18ページ,19ページが平成28年度江田島市教育委員会経営計画,最後の,20ページが平成28年度自己評価表となっております。

13ページをお開き下さい。

外部評価委員の総合評価がございますので,これを読ませさせていただきます。

(点検評価に対する外部評価委員の意見を読み上げる)

以上で,説明を終わります。ご審議のほど,よろしくお願いたします。

○ 御堂岡教育長

説明が終わりました，ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 御堂岡教育長

それでは，これで本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第 15 号「江田島市教育委員会事務点検・評価報告書（平成 28 年度事業対象）について」は，原案のとおり決定することに，ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 御堂岡教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 御堂岡教育長

日程第 4，議案第 16 号「平成 30 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○ 学校教育課長

ただ今上程されました議案第 16 号「平成 30 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」でございます。

議案書の 4 ページをお開きください。

平成 30 年度に市立学校で使用する教科用図書の採択に関しまして，基本方針を定める必要がありますので，教育長に対する事務委任規則第 2 条第 9 号の規定により，委員会の議決を求めるものでございます。

内容をご説明いたします。

5 ページをお開きください。

まず，採択基本方針でございます。

(1) 採択の基本

教科用図書は，学校教育において，教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し，教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された「特別の教科 道徳」の目標や内容等に則り，本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また，学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書については，児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合したものを採択する。

その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行うとなっております。

アが、小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」について、イ、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、ということが採択の基本でございます。

つまり、今年度は、小学校の道徳の教科書と、学校教育法附則第9条の規定というのが、特別支援学級の児童生徒の教科用図書ということでございます。

こちらの教科用図書について、教育委員会会議で採択の基本方針に基づきまして、決定していただく必要がございます。

(2)の適正かつ公正な採択の確保です。

ア、教科用図書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする、としています。

昨年度、教科用図書の発行者と教員との関係で、採択に関していろいろと課題があったところでございます。

この(2)で、適正かつ公正な採択の確保について示しています。

(3)開かれた採択の推進

次の事項について、採択後、遅滞なく公表するということで、(ア)採択結果、(イ)採択理由、(ウ)教科用図書の研究のために作成した資料、(エ)教育委員会の会議の議事録。

イとしまして、その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について検討する、としております。

採択の内容等につきまして、公表していくというところでございます。

2の方法、組織及び手続きにつきましては、江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行うとしております。

(1)の小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」については、そちらに記載してあるとおりでございます。

(2)小学校及び中学校用の教科用図書について「特別の教科 道徳」を除くものについては、原則、平成28年度に採択した教科用図書と同一のものを採択する。

(3)学校教育法附則第9条の規定による教科用図書について、こちらは、特別支援学級の教科用図書についてですけれども、こちらは、ア、イ、それぞれ昨年度の規定と変えておりません。

こちらが、採択の基本方針でございました。

続いて7ページ、今後の採択の事務日程でございます。

本日、この教育委員会会議で、採択の基本方針の議決をいただきましたら、その後、選定委員会、調査委員会を開く必要がございますので、そちらの人選、委嘱をしてまい

ります。

そして、まず、選定委員会で教科書の採択基本方針を理解していただき、調査研究の観点がそれでよいか、ということについて、第1回の選定委員会で検討していただき、その後、調査委員会議で調査委員に集まって頂きまして、それぞれ調査研究の観点で、部会での調査・研究についての協議を第1回の調査委員会議で行います。

その後、7月には調査員が、教科書について研究をしてまいります。

今日は、こちらに、今回、調査していく8社の教科書を用意いたしました。

今までは、道徳は、副読本を活用しておりましたけれども、今度は、教科になりました、これを教科書としてどこかの会社の1社、江田島市で採択する必要があります。

それについて、どれがいいかということ、先ほどの観点で調査・研究を行っていく、というものでございます。

そして、報告書は7月に出来上がり次第、第2回の選定委員会で答申がなされます。

次に、8月の定例の教育委員会会議で、その答申を基に皆様方に協議していただき、江田島市の小学校の児童に使わせる教科書について、採択していただく、ということになっております。

その流れについて、この事務日程として書かせていただいています。

一番右の「その他」として、教科書の展示会の開催をしております。

先週の金曜日から江田島図書館で、この教科書を一般の方々にみていただいたり、アンケートに記入していただいたりする、展示会を開催しているという状況でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 御堂岡教育長

説明ありがとうございます。ご質疑はございませんか。

○ 御堂岡教育長

私から、よろしいですか。

この道徳の教科書、今回は小学校でしたけれども、今後の予定について、中学校とかはどうなりますか、あったら教えてください。

○ 学校教育課長

来年度は、中学校の教科書の採択ということになっております。

その他は、小学校の教科用図書もその次の年ということで、毎年、教科書の採択が行われることとなります。

道徳につきましては、教科となるとともに、評価も行うということになります。

子ども達がどう育っているか、ということについて、今、学校のほうで研究をしているところです。

1学期よりも2学期、2学期よりも3学期、どのように子供たちが心の面、行動の面

で伸びたか、ということについて教職員が評価をするということになりますので、今後そういった「あゆみ」や、指導要録について変更をしていく、という状況でございます。

○ 御堂岡教育長

道德の評価は、点数化されるんですか。

○ 学校教育課長

道德については、点数ではなく、その子が伸びたところを文章での記述ということでの評価をしていくというものでございます。

○ 御堂岡教育長

来年、中学校の採択、その次は小学校の教科書の採択ということですが、小学校で英語というものが入ってくると思いますが、そこら辺の教科書はどうなんですか。

○ 学校教育課長

小学校は来年度、5、6年生が外国語科ということで英語科が入ってきますので、こちらは文部科学省の方からテキストが配られることになっています。

3、4年生については、外国語活動ということで、こちらも教材があるということを知っております。

○ 御堂岡教育長

英語科については、教科書は採択ではなく、文部科学省から出るという事なんですね。

○ 学校教育課長

そうですね。今のところはそのように聞いております。

○ 御堂岡教育長

わかりました。

教科書については、先ほども説明があったように、厳正で公正な採択がなされるべきであるということで、いろんなところでも課題になっている部分もありますので、公正を期すように事務を進めてほしいと思います。

よろしく申し上げます。

○ 御堂岡教育長

それでは、これで本件の審議を終わります。

採決に移ります。

議案第16号「平成30年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案につい

て」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 御堂岡教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○ 御堂岡教育長

日程第5，承認第15号「平成29年度江田島市一般会計（第2号）補正予算（教育委員会関係分）について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今上程されました承認第15号「平成29年度江田島市一般会計（第2号）補正予算（教育委員会関係分）について」でございます。

議案書，8ページをお開きください。

内容をご説明いたします。

平成29年度江田島市一般会計補正予算を，江田島市教育長に対する事務委任規則第5条第1項の規定に基づきまして，臨時に代理しましたので，同条第2項の規定によりまして，委員会へ報告し，承認を求めるものでございます。

議案書の9ページをお開きください。

最初に，歳入でございます。

15款，県支出金，3項，委託金，4目，教育費委託金，事業名は，県教委指定事業委託金で，内容は「道徳教育改善・充実」総合対策事業費で，41万円の増額補正でございます。

10ページをお開きください。

次に，歳出でございます。

10款，教育費，1項，教育総務費，3目，教育振興費で事業名は，学校教育振興一般事業で，財源は，先ほど，歳入で説明しました県教委指定事業補助金で，補助額は，41万円です。

内容は「道徳教育改善・充実」総合対策事業で，指定校区は，江田島中学校区でございます。

続きまして，10款，教育費，4項，社会教育費，2目，文化振興費，事業名は，文化・芸術振興事業で，事業費は，43万8千円です。

内容は，今年の11月3日から5日まで，中町公民館を会場に，「新県美展巡回展」を行うための費用でございます。

なお，今回の事業につきましては，今年度の予算編成次期よりも後に採択された等の

為、補正予算で対応せざる得なかったものでございます。

また、本来であれば、前回の教育委員会議に諮るべき案件でございましたが、財政当局とのすり合わせに時間を要したため、今回の議案となりました。

以上の額を、平成 29 年第 3 回江田島市議会定例会に上程し、6 月 14 日に可決されました。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 御堂岡教育長

ありがとうございました。ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 御堂岡教育長

それでは、これで本件の審議を終わります。

採決に移ります。

承認第 15 号「平成 29 年度江田島市一般会計（第 2 号）補正予算（教育委員会関係分）について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 御堂岡教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○ 御堂岡教育長

日程第 6、承認第 16 号「教育委員会の附属機関の委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

○ 御堂岡教育長

日程第 7、承認第 17 号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 御堂岡教育長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題等集計について（5月分）
- (2) 平成29年第3回江田島市議会定例会（教育委員会関係分）について
- (3) ふるさと古写真募集について

次の教育委員会会議は7月18日（火）午前10時から大柿公民館大会議室で開催します。
以上で閉会します。

教育委員会会議終了後、三高中学校校長等から学校説明を受け、授業参観、施設見学、意見交換、給食試食を行いました。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員